1

1

2

4

毎週月.水.金曜日発行

富山県寺民命和6年12月18日水曜日

第5317号

目

次

告 示

- ○令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定
- ○保安林の指定の解除予定
- ○保安林の指定予定
- ○道路の位置の指定
- ○土地改良区の定款変更の認可

公 告

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

告 示

富山県告示第466号

令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定について

令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長について(令和6年富山県告示第8号の2)において別に告示で定めることとされている期日のうち、石川県七尾市又は同県羽咋郡志賀町に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定について(令和6年富山県告示第149号)において申告、納付等の期限を令和6年5月31日に指定した税目を除き、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

令和6年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

(税務課)

富山県告示第467号

保安林の指定の解除予定について

次の通り保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第 249 号) 第30条の2の規定により告示する。

令和6年12月18日

富山県知事 新 田八 朗

- 1 解除予定保安林の所在場所 富山県魚津市三ケ字煙草44の2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧 に供する。)

富山県告示第468号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったの で、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月18日

富山県知事新 田八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市余川字田中4686、4847、4849、4848の2、字西山73の1、73の2、 柿谷字北69の1、99、100の2、谷屋字面切4の1、字谷内3489、3490

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置 いて縦覧に供する。)

富山県告示第469号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったの で、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 保安林予定森林の所在場所 富山県富山市八尾町切詰字倉ケ谷5の1、5の20、5の53から5の58まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所

に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第470号

道路の位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置 を次のように指定した。

令和6年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	1日足平万口
1	6. 00	176. 63	滑川市上小泉字 早苅201番 2	滑川市上小泉字 早苅198番 2	令和6年 11月19日

富山県告示第471号

土地改良区の定款変更の認可について

朝日町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和6年12月9日認可した。

令和6年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

公 告

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

5

令和6年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画公園

(名称) 2・2・215号 東石金町公園

6

令和6年12月18日印刷発行

発 行 富

山 .

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番